

兵庫県立歴史博物館紀要

歴 界

第 32 号

大坂加番と藩政－播磨宍粟山崎藩本多家の場合－ 藪田 貫 1

【資料紹介】

天正八年八月十二日付け但馬国出石郡赤花村検地帳写 前田 徹 27

【展覧会記録】

2019年夏季特別企画展
「へんがおの世界－笑う門には福来たる！－」の開催について 藪科 宥美 98
(1)

2021(令和3)年3月

兵庫県立歴史博物館

大坂加番と藩政 — 播磨宍粟山崎藩本多家の場合 —

藪田 貫

はじめに

「江戸時代、大坂城は幕府直轄の番城で、城代一人・定番二人・大番二組・加番四人が士卒を率いて警備にあたった。このうち城代と定番は定置の職であり、大番と加番は一年交代の勤番制であった。」との辞書的な説明に続けて、「これら大坂城守衛の人々の勤務生活ぶりについては、これまでほとんど明らかにされていない。」と、松尾美恵子氏が小編「大坂加番の一年」(『大坂春秋』三四所収)で指摘したのは昭和五七年(一九八二)のことである。

その前提として氏は、「大坂加番制について」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四九年度)ならびに「公儀勤役の選抜方法について—大坂加番の場合—」(同『研究紀要』昭和五〇年度)を発表し、制度的な確認をしているので、それを踏まえた次のステップが、「大坂城守衛の人々の勤務生活ぶり」の探究であった。その探究は、「近世末期大坂加番役の実態—三河田原藩を例に—」(同『研究紀要』昭和五七年度)で果される。嘉永六年(一八五三)から七年にかけて青屋口加番を勤めた三河田原藩三宅家(康保・知行高一万

石余)の記録による考察であるが、同じ年に出た「大坂加番の一年」には、弘化二年(一八四五)から三年にかけて勤番した播磨安志藩小笠原家(貞幹・知行高一万石)の記録「豊城加番手控」が紹介されている。

大名四家が、山里(二加番)・中小屋(二加番)・青屋口(三加番)・雁木坂(四加番)の加番に就任し、それが寛永期から幕末まで継続した—ただし延享三(一七四六)年に選定基準が定められることで前後に二分される—ことから言えば、単純に計算しても延べにして九百名を超える大名が大坂加番を経験している(ただし同一人物が複数回勤め、同じ家が複数の代にわたって勤めているので、大名家としてはかなり減る)。当然、大名家として勤番記録を作成しているだろう。しかも播磨安志藩小笠原氏の「豊城加番手控」は嘉永四年(一八五二)、同じく青屋口加番を勤めるに当たって但馬豊岡京極氏(高厚・一万五千石)が小笠原家から借用した写(京極家文書)であることから言えば、複製も作られているので、加番勤務に関する記録は、かなりの量で残存すると思われる。

しかしながら史料的な残存率の高さとは裏腹に、一九七〇年代後半に松尾氏が精力的に推し進めた大坂加番研究を継承する波が起きることはなかつ

た。そこにはいくつかの理由があると考える。第一には、ほかでもない徳川大坂城への関心が地元大阪も含めて高くないという事情があった。城と言えば、豊臣大坂城ばかりが着目され、また近世大坂と言えば「天下の台所」「町人の都」ばかりが百年一日のごとく語られる、通俗的な大阪理解への根本的な反省なしに、その壁は突破できなかったのである。徳川大坂城を研究課題として立てることと、近世の大坂を「武士の町」として見る、という二つの転換が必要であった。その意味で平成九年（一九九七）、大阪城天守閣が「徳川時代大坂城関係史料集」の刊行を始めたことは一つの画期となった。創刊号の序文には、「戦国時代の大坂本願寺に始まる大坂城の長い歴史の中で、徳川時代の大坂城は、豊臣時代に比してあまり顧みられることがなかった。」が、「幕府直轄の城として特に西日本における軍事上・民政上の拠点として機能し、多くの大名・旗本以下が勤務した事実とその意義は、大坂城の歴史を明らかにする上でもっと注目されるべきであろう。」と述べている。

実際の問題としては、本来、大坂城内にあったはずの勤番関係の資料が、明治維新の「城内大火」によって灰燼に帰してしまい、「現在の大阪城に全く伝来しない」ことが大きなネックとしてあった。そこで天守閣は、勤番に携わった大名や旗本・御家人の子孫の家に伝来した史料の「地道な掘り起し」を始め、その成果の第一号として『大坂加番記録（一）』（一九九七）を公刊した。一九七〇年代後半、松尾氏によって先鞭の付けられた作業が、遂に継承されるに至ったのである。

時を同じくしてわたしは「武士の町」大坂論を提起したが、この小さな問いかけは、大坂城天守閣の「徳川時代大坂城関係史料集」と相まって、大坂の武士、あるいは城下町大坂への関心を広げていった。年代順に拾えば、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六）を皮切りに、大

阪大学総合学術博物館『城下町大坂―絵図・地図からみた武士の姿―』（大阪大学出版会、二〇〇八）、小著『武士の町大坂―「天下の台所」の侍たち』（中公新書、二〇一〇。二〇二〇年講談社学術文庫として復刊）、小倉宗『江戸幕府上支支配機構の研究』（塙書房、二〇一一）、菅良樹『近世京都・大坂の幕府支配機構 所司代・城代・定番・町奉行』（清文堂、二〇一四）などの著書が相次いで生まれた。

なかでも岩城『近世畿内・近国支配の構造』は、第一部を「軍事拠点大坂と譜代大名」と銘打ち、第一章「在坂役人と大坂町人社会―大御番頭・大御番衆・加番を中心に―」には早速、「徳川時代大坂城関係史料集」が使われ、大坂城の勤番体制と、それが実現する上での町人社会の関係が論じられている。それとは別に独自の史料調査をもとに在番研究を推し進めたのが、菅良樹『近世京都・大坂の幕府支配機構』である。とくに第二部「大坂定番制度の研究」には、幕末期に大坂定番と加番を勤めた播磨山崎藩本多家の事例が分析されているが、この山崎家こそ在番史料の宝庫といつてよく、本誌『塵界』二八・二九・三〇（二〇一六―一八）に連載した「宍粟山崎藩天保六年大坂在番日誌」も、そこを情報源としている。

菅氏の研究は、大名領研究に新たな問題を投げかけるものでもあった。なぜなら藩々大名領研究には国許と江戸を二大テーマとして扱うのが常道で、大坂加番のような勤番を藩研究として扱うことはなかったからである。藩政研究に「江戸と国許」に大坂が加わった、と言い換えることができる。この点の理解を深めるために、宍粟山崎藩の立地する兵庫県で編纂された『兵庫県史』史料編近世一（平成元年刊行）を取り上げる。近世史料編の巻頭を飾る一冊であるが、豊臣時代の領主と領知に続け、「徳川幕府と諸藩の領地」が置かれている。1を藩主と領知とし、山崎藩も姫路藩などとともに「地元

大名」に括られているが、その後他国大名として一般飛地大名・大坂城代・大坂定番が続く。飛地をもつ大名が自治体史に取り上げられるのは珍しくないが、大坂城代と大坂定番を取り上げているのは注目される。それは、大坂城代や大坂定番に就任することで兵庫県内に領地（飛地）を得た大名家をリストアップしたということである。編者が八木哲浩氏であることから、氏の慧眼の賜といえるだろう。

ところがこの発想で言えば、加番は視野に入らない。なぜなら同じ大坂勤番であっても小給大名のため、加番には城代や定番のように領地の移動を伴わないからである。飛地という発想から大坂勤番体制に迫ろうとする限界といえるだろう。城代・定番と並んで加番を視野に収める方法が求められる所である。

菅氏はそこに切り込んだが、惜しいことに、藩政史の常道である「国許と江戸」が抜け落ちた。「国許と江戸」を踏まえた上で、さらに加番や（飛地をとまなう）定番・城代といった大坂勤番体制を論じることが新たな課題としてある。公益財団法人山崎本多記念館所蔵の大坂勤番史料は、それを可能にするものである^{（註1）}。

一 加番と「御用部屋日記」

加番記録とはなにか

さて、一九七〇年代後半に松尾氏、九〇年代末に大阪城天守閣によって開拓されてきた大坂勤番体制、とくに加番に関して言えば、これまで紹介されてきた史料は同一ではない。むしろ多彩と言うべきである。史料紹介した「穴栗山崎藩天保六年大坂在番日記」について論じる前に、そのことについて触

れておきたい。

まず松尾氏の紹介した史料のうち、「豊城加番手控」は、前述のように但馬豊岡の京極氏が加番を勤めるにあたり、先任の大名家播磨安志藩小笠原氏から借用した写。こうした先任者からの借用は、天保六年（一八三五）の本多氏（肥前守忠鄰^{ただちか}、一万石）の場合にも見られ、「江戸日記」同年八月二九日条に、先番稲葉兵部少輔、先々番小笠原信濃守から借りていた「加番一件帳」を留守居が目録とともに返したと出る。稲葉（安房館山）は天保五年、小笠原（播磨安志）は文政八年の雁木坂加番である。現当主八代忠憐の前任七代忠敬も文政四年、中小屋加番を勤めているが、それが先例にならないのは、忠憐が勤めるのは雁木坂加番であったからであろう。したがって同じ加番の先例を求めることが、新任加番の必須事項であったと言える。借用話は、二月朔日の「御用召老中奉書到来」以後に出ていることも特徴で、加番交代の命を受けた瞬間、先例が求められたのである。先任者が揃っている江戸屋敷ならではの役割である。

これをA「先任加番記録」と名付けるとして、嘉永六年（一八五三）に青屋口加番を勤めた三河田原藩三宅康保の場合は、藩主直筆の「大坂加番中日記」（六年七月～七年八月）と、筆者不明の「加番中諸事留」（六年七月～十二月）「大坂青屋口勤番中手留」（七年正月～八月）からなる。「藩主直筆」との判断は松尾によるものであるが、もし一年分が揃うとなれば貴重である^{（註2）}。これをB「加番大名自筆日記」と名付けるが、A「先任加番記録」が公開を前提としているのに対し、個人記録の色彩が強い分、秘匿的と思われる。

それに対し、大阪城天守閣が発刊した加番記録のうち、「加番記録」（一）に収められた「雁木坂申送帳」（安永九年八月～天明元年八月）は、丹後峰山藩京極高久（一万石余）の二度目の勤番記録ということだが、城内に保存

された数少ない記録である。幕末維新期の「城内火災」の最中に拾われ、伝えられたものと解題にあるが、「申送」とあるので、旧加番から新加番に引き継がれたものと思われる。一八世紀の後半という比較的、早い時期のモノというのも価値を高める。他の加番にもあったことが推測されるが、これをC「大坂城内保存記録」と名付ける。

同(二)には、同じく峰山藩京極氏が明和七年(一七七〇)八月から初めて青屋口加番を勤めた折の記録であるが、「峰山藩御用日記」と「公私用日記」を収める。「峰山藩御用日記」は、原文書の冒頭部分を欠いており、編者が与えた仮題であるが、初めの部分に二月四日、大坂加番を命じられ、田安御門番を許されたことを記し、「御免之趣、峯山江可申遣」とあるので、藩庁江戸屋敷で作成された記録である。当時、藩主京極高久は江戸屋敷に居り、定日の七月十六日に江戸を立ち、東海道・美濃路を通って大坂に向かっている。

興味深いのは、後半にその時の相番である山里土井利貞(越前大野)・中小屋松平正升(上総大喜多)・雁木坂建部政賢(播磨林田)について、それぞれの大坂詰役人・携行武器のリスト・親類書・精進日・道中の休泊とともに大坂の旅宿・札幌・米中次の請負町人名が記されていることである。記述も七月で終わっており、あきらかに準備の記録であるが、ここでも京極氏は二月十八日に先加番酒井忠鄰、六月五日には先加番小堀政方(近江小室)から酒井が借りた帳面を又借りしている。「備中守(小堀政方)様被成御承知」とあるので、貸し借りは当然の雰囲気があったと見える。

その意味でこの史料を、D「加番準備記録」としておきたい。その中に大坂詰の役人名簿があり、その先頭は家老辻八兵衛であるが、彼が在坂中の明和八年正月から十二月までの歳月を記したのが「公私用日記(原題は公私用覚書)」である。加番の殿様が、大番頭・加番とともに堺方面に巡見に出た

四月九日の前日、みずから堀江・道頓堀へ出向いたことを記している。前者は公務であるが、後者はまったくの私用である。「公私用日記」と題する所以であるが、とくに辻が炮術に関心が深かったため、京橋組定番与力浅羽隼人門人による堺七堂浜での町打(遠距離試射)を家中の有志と見物に行った記事などが異彩を放っている。

おそらく辻は、家老として「公私用日記」を一年単位で付けており、その中に大坂在番中の半年が書き込まれたと思われる。E「在番役人公私日記」と命名しておく。

大阪城天守閣の「加番記録」(三)は、安政四年(一八五七)に山里加番を勤めた稲垣長明(志摩鳥羽三万石)の記録で、「大坂御加番 日記 安政四丁巳年七月ヨリ」との表題がある。まさに加番記録というにふさわしいものだが、残念ながら安政四年分には欠損が多く、五年正月から六月二十七日の間が残っているにすぎない。表紙に「白井吉之丞扣」とあるように大坂詰役人の手控で、同僚と交代で外札幌・印行取・泊番などを勤める下級の役人の実務記録である。もちろん殿様の加番実務も出るが概して簡潔で、記事内容の豊かさにおいては家老辻の「公私用日記」の足元にも及ばない。E「在番役人公私日記」のなかに入れることもできるが、別にF「大坂詰役人記録」として分類しておきたい。

こうしてまとめてみると大坂加番記録には、A「前任加番記録」B「加番大名自筆日記」C「大坂城内保存記録」D「加番準備記録」E「在番役人公私日記」F「大坂詰役人記録」の六種類の記録が残されていることがわかる(ちなみに加番だけでなく、定番・大御番頭などの在番に共通すると思われる)。このうちC「大坂城内保存記録」以外はすべて、勤番した大名家に残されている資料群である。その意味で大坂加番記録は、藩政記録の一つでもある。

なかでもA「前任加番記録」はDにも言及があり、公開を前提にもっとも一般的に作成されたものと言えよう。加番の家がほぼ固定し、当主が一度ならず二度三度と勤めているとはいえ、四つの加番があり、また仕来りも変更されることがあったため、無事に勤番を終えるためにも加番大名家側に直近の実例が求められたのだと思われる。同様にD「加番準備記録」にも共通する要素が多く、Aに準じる公開性を持っていると考えられる。

それに対し、B「加番大名記録」E「在番役人公私日記」F「大坂詰役人記録」はいずれも筆者名が分かる個人的な記録で、他人に見せることを前提にしていないとは考えられない。同時に筆者によって記事内容の差が大きい。内容的にはE「在番役人公私日記」が、家老という立場から書かれており内容が充実しているが、筆者が用人に変わってもおなじであろう。他面、この日記には砲術に関心をもつ筆者個人の個性も反映されている。それに対し、「宍粟山崎藩天保六年大坂在番日誌」はどの部類に属するかといえば、そのどちらにも当てはまらない。まったく新種の大坂加番記録である(表1「加番記録の類型」)。

「御用部屋日記」としての加番記録

本誌に連載して翻刻した「宍粟山崎藩天保六年大坂在番日誌」は、筆者の命名である。原史料には表紙も表題もなく、「天保六未年閏七月」として、「二十六日遠藤般右衛門始早立之面々無滞着坂いたし候」と始まる。その三日後の閏七月二十九日、藩主本多忠鄰が大坂に着き、本陣に入るので、先乗り部隊の着坂から「大坂在番日誌」が始まるといえる。実際、「国許日誌」閏七月二十四日条には、「遠藤般右衛門始早立之分、今朝無滞出立」とあり、二十六日早朝には藩主の発駕があった。こうして藩主忠鄰と大坂詰の面々は、

	名称	公開性	所蔵先	出典
A	前任加番記録	有	加番大名	松尾1982
B	加番大名記録	無	加番大名	松尾1982
C	大坂城内保存記録	有	大阪城	大阪城1997
D	加番準備記録	有	加番大名	大阪城1999
E	在番役人公私日記	無	加番大名	大阪城1999
F	大坂詰役人記録	無	加番大名	大阪城2003
G	御用部屋日記	無	加番大名	藪田2017~19

表1 加番記録の類型

大坂での在番勤務を開始する。一方、「在番日誌」は翌天保七年八月六日で終わっているが、同日の条に「一 明日御入り後、御在所江御帰し被下候面々御目見被 仰付候段」とあり、藩主本多忠鄰はまだ城中に在る。末尾は落丁があり、正確な記述最終日は不明というほかに。しかし「江戸日誌」によれば忠鄰は、八日に上り加番と交代を済ませ出立しているので、厳密に言えば、八月八日が最終日となる。「江戸日誌」よれば一行は、しばしばの川支えに足止めを食らい、江戸に帰府す

るのは八月二十七日のことである。こうして見たとき「大坂在番日誌」は、「国許日誌」を受け、藩主の移動とともに執筆が開始され、再度、藩主が江戸に向かうとともに記述が終わり、「江戸日誌」に引き継がれていくと位置づけることができるであろう。もちろん大坂在番中も、国許・江戸とも日誌は書き継がれているが、藩主のいないでは月ごとの丁数が大きく異なる。天保六年、藩主忠鄰は正月から五月三日まで江戸に居り、翌四日に江戸を出て「初国入り」のために東海道を播磨宍粟に向かう。二十日に着座することで国許生活が始まるが、その後閏七月二十六日に宍粟を立ち、大坂に向かい、二十九日からの在番勤務に入る。約八ヶ月の間に、江戸↓国許↓大坂と居所を改めるのであるが、その年一年

間の各地の日記の丁数を書き上げると次の通りとなる（表2「藩主の居所と日記の丁数」）。

見てわかるように丁数のピークが、移動している。江戸は四月―翌月初めに「国入り」を控えている。国許は五月―「国入り」した月と閏七月―大坂加番を控えた月、そして大坂は八月―加番交代の月である。藩主が移動する前後に用務が増えることで、記録の丁数が増えている。こうしてみると、「大坂在番日記」だけを取り上げて検討するのは不自然である。江戸↓国許↓大坂さらに江戸へと移行する経緯の中で、大坂加番を位置づけるべきではないだろうか。小論を「大坂加番と藩政」と題する所以である。

それというのも江戸・国許・大坂の日記が揃っているという好条件のお蔭である。しかも各日記の記載形式がよく似ている。江戸と国許は表紙の中央に「覚帳」と書き、その左に「天保六未年正月より年中」（国許）、あるいは左右に「天保六未年」「正月ヨリ」（江戸）と記載年を配することで共通している。どちらも九行取りの一ツ書である。違いは、表紙に添えられた国許の通番が一三二に対し、江戸は九〇と差があることである。表題と同じ筆跡な

月/居所	江戸	国許	大坂
1月	26	35	
2月	35	20	
3月	37	27	
4月	61	26	
5月	36	69	
6月	29	43	
7月	19	22	
閏7月	13	77	4
8月	35	22	59
9月	34	23	28
10月	22	13	26
11月	23	11	21
12月	26	31	40

表2 藩主忠鄰の居所と日記の丁数

ので、起筆に当たって付された番号と判断する。天保六年が一三二とあるのも、もし一年一番が原則であれば、国許一番は宝永二年（一七〇五）となり、初代藩主政貞（忠英^{ただひで}）の代になる。それに対し江戸の九〇でいえば一番は延享三年（一七四六）、三代忠辰^{ただとき}の代になる^{（註3）}。年代の開きが大きすぎる気もするが、このことは、国許で生まれた「覚帳」は、四〇年後、江戸に導入されたと解釈できるだろうか。江戸・国許双方を視野に入れることで進展している近年の藩政史研究を見る時、ぜひ教えを受けたい問題である。こうして一八世紀半ば以降、宍粟山崎藩は、国許と江戸で毎年、日記を書き続けることとなった^{（註4）}。

江戸と国許の日記を検討した岩城氏は、これらの記録は「御用部屋日記」といべきもので、江戸・国許それぞれの家老が執務する御用部屋で、祐筆によって記録されたと指摘している（『報告書』）。とするならば、その形式が、単年度の大坂加番の勤務に際しても導入され、表紙の無い「大坂在番日記」となったと判断することを許す。果せるかな、藩主忠鄰が弘化二年（一八四五）、二度目の大坂在番として西小屋大御番頭を勤めた際の記録には「大坂在番中覚書 表御用部屋」とある（大阪城天守閣『大坂大番記録（一）』二〇〇〇）。これに倣うなら「大坂在番日記」もまた「大坂在番中覚書 表御用部屋」とされるべきものである。以後、安政・文久・慶応の各時期に藩主忠鄰が勤めた加番・定番などの記録にも「表御用部屋」が表紙に記されているので、こうした形式ができあがる原点が天保六年にあった、と言えるだろう。加番記録の類型Gとして「御用部屋日記」を設定しておきたい。

さて、以上の検討によって宍粟山崎藩では、第八代藩主忠鄰の最初の大坂在番勤務を契機として、江戸と国許に並び、在番中の大坂においても御用部屋で毎日、日記が付けられていたことが明らかとなった（以下、『江戸』『国許』

『大坂』と表記する)。天保六年閏七月二十六日以降、江戸・国許・大坂の三か所で、「御用部屋日記」が鼎立することとなった。しかも藩主の御用を受ける御用部屋の性格上、藩主が居所を変えることで、「御用部屋日記」の各月のポリウムに変動が生じた。なお御用部屋とは、藩主の御用を受けるオフィスに相当し、藩主の居間の近くにあった。また、居間と御用部屋の間には仲之間があり、取次役を果たしたが、仲之間は身分でもあり、山崎藩では、仲之間以上と徒士・組士以下に大きく二分類されていた(『山崎町史』)。

その御用部屋であるが、江戸は山崎藩本多氏の上屋敷(当時、永久橋の袂浜町入堀南側。文政十二年三月の類焼後は一時期、本所の下屋敷が政庁となる)にあった。そして国許では鹿沢城の本丸屋敷内があったが、大坂城内ではどうか？

山崎藩の担当した雁木坂は、特別史跡大阪城の市正曲輪、すなわち山里丸から北に極楽橋を渡り、内堀にそって右手玉造口に向かい迂回する坂道を登り詰める手前、現在は梅林として知られている辺りで、雁木坂小屋として当時のガイドブック『大坂諸絵図』に見える。右手隣に中小屋・青屋口と続き、山里のみ極楽橋を渡った山里丸にあった。松岡利郎『大阪城の歴史と構造』(名著出版、一九八八)によれば江戸後期の加番小屋絵図が残っているようだが、ここには志村清氏が作成した「江戸後期の大阪城絵図」(昭和四九年発行)から部分図を掲げる(図一「雁木坂加番小屋とその周辺」)。

階段状の坂を登り詰めたところに雁木坂門がある。これを二加番の中小屋と交代で守衛する。内堀に面して仕切門があり、塀で仕切られた西から東に延びる長方形の区画が雁木坂加番小屋と呼ばれた居住空間である。隣の中小屋の方が広いが、それは役高一万八千石と一万石の差である。しかし藩主の居所である主殿と、その周辺に散在するバラック状の小屋からなる形式は共

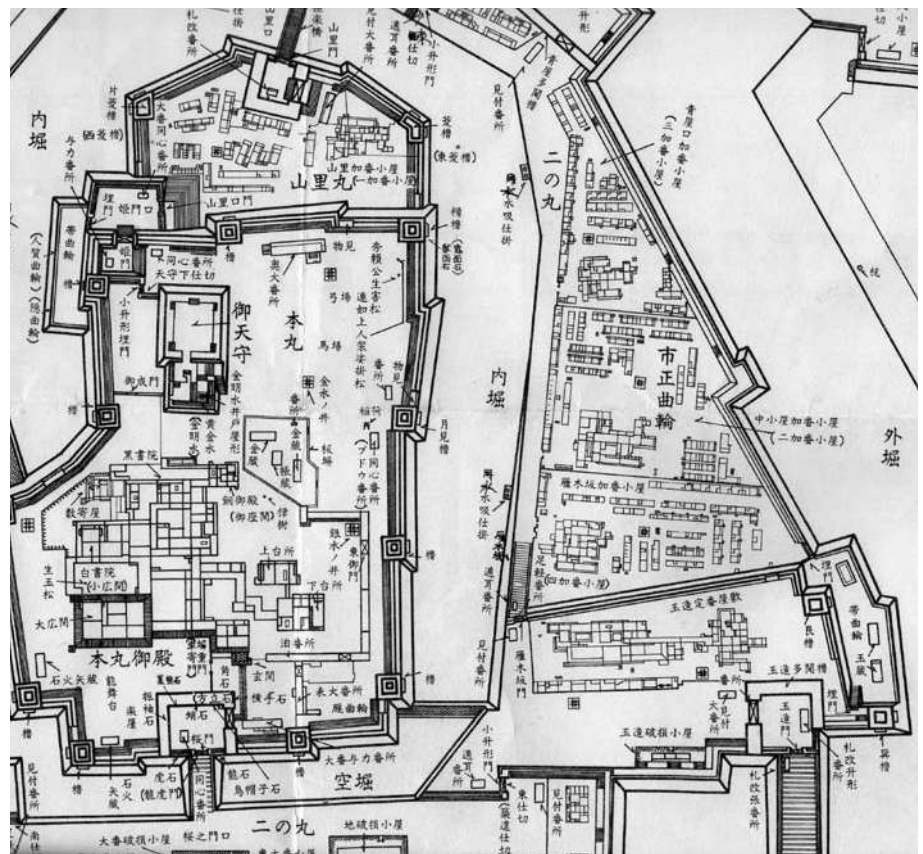


図1 雁木坂加番小屋とその周辺

通している。この小屋、毎月二十日過ぎに、城内の営繕を担当する破損奉行(定員三名)が検査にくる。一年限りの有期貸借である以上、止むを得ない。御用部屋は当然、主殿の中に置かれたが、そこに詰める家老武間清左衛門は、「清左衛門小屋」を与えられて住んだ。城入り後の八月十日、山里加番の松平能登守(美濃岩村藩)の家老河合宗左衛門が挨拶に来たことからわかる(『大坂』)。軍事施設内の居住区なので、单身男性ばかりで女性はいない。

いずれにしてもこの郭内が、大坂詰家臣の小世界である。

ただしいずれの加番も、八月初めに正式に交代する「マニユアル本『大坂御城代公用人諸事留』によれば山里が三日京橋口から、青屋口が四日追手口から、中小屋が五日玉造口から、そして雁木坂が六日玉造口から、それぞれ入城する―までは、着坂後しばらくは城外の「旅宿」に住んだ。閏七月二十八日に「御旅宿御玄関御道具類鋸置候」と、藩主を迎える準備をするが、翌日には「九ツ時過御機嫌克大坂御本陣江入らせられ候」と、「本陣」と呼び変えられている。そこで「柴田徳翁并御用聞町人共罷出」御目見えとなるが、この柴田徳翁が旅宿の主、所在地は北久太郎町であった。その情報は、準備段階に『江戸』と『国許』に記され、四月、在府中の江戸で従来通り柴田に頼むか否かが発議され、国許に着いた五月二十一日に決定、とある。山崎藩本多家では五代忠可が明和二年・六年・天明二年と三度、六代忠居が寛政十年と文化元・四年の三度、いずれも雁木坂加番を勤め、さらに七代忠敬が文政四年、青屋口加番を勤めている（『報告書』）。その意味で加番常連といつてよく、大坂町人との出入り関係はすでに構築されている。その慣例に従って柴田徳翁が大坂旅宿となったが、閏七月十七日には、「旅宿中作法能相慎」よう指示が家老から出されている（『国許』）。交代後の八月二十六日条に、本陣と下宿・武器宿を勤めた北久太郎町一・二丁目に対し、謝金が下されている（『大坂』）。北久太郎町は東横堀に架かる農人橋を渡り、一丁目から西へ、東本願寺のある五丁目まで続く町で、塗師や漆器商が多かった（『大坂の町名』清文堂、一九七七）が、その二町分の町家を借り切つて旅宿としたのである。

一時的とはいえ、船場や上町の一面に大名家中が住むという異常な事態を、『城下町大坂』が絵図として紹介している。承応三年（一六五四）九月、大

坂定番として赴任した内藤忠興（磐城平藩七万石）の「大坂着座町割図」には、東は谷町筋、西は東横堀、北は今橋、南は平野橋に囲まれた空間に、本陣を中心成家臣の名が書き込まれている（『新修大阪府史資料編』第六卷五八四～五八五頁にトレース図が収められている）。あたかも大名家臣団に、石町・島町ら数町が占拠された雰囲気漂う。

大坂旅宿は札場町人・米中次と並び、在番にとって必須の出入町人であった。山崎藩の場合、米中次市原松之助の決定は六月一日。当初江戸では半期の予定であったが、この日、調整の結果、「丸中次」つまり一年間の請負となった（『国許』）。米中次は、大坂で支給される俸禄米の売却を請け負うもので、毎月月末に顔を出す。城内外の出入りは鑑札で確認されたが、それを扱うのが札場町人。それに関する情報は日記に見えないが、彼らの情報は、加番相互に知らせる約束であったことが峰山藩の例で分かる（『大坂加番記録』二）。その時の加番四家の旅宿は、内久宝寺・内淡路町一丁目・内本町太郎左衛門町・和泉町で、大坂城の西側を南北に走る谷町筋と東横堀川の間、いわゆる上町に分布している。米中次や札場も同様で、城の出入りのしやすい町に居を構えている。大坂城という巨大な官庁を支えるにふさわしい場所である。すでに岩城氏が「在坂役人と大坂町人社会―大御番頭・大御番衆・加番を中心に―」で考察を加えているが、大坂の都市研究の一つの課題であろう。

二 国許と江戸・大坂

家督相続から大坂加番へ

いずれにしても準備過程が一貫して分かれるという意味で、同年の『江戸』と『国許』の存在は大きい。それによって天保五年十月二十四日に兄忠敬か

ら家督を継ぎ、第八代藩主となった忠鄰ただちかが、翌六年八月に大坂に加番入りするまでの経緯が判然とする(註5)。

正月元日、家督後初めて年始の登城を終えるが、三日には、去年来改革掛に加え、「御目見御隠居家督何角と御用多」として家老清左衛門に紋服が下されている。將軍家齊への御目見は九月一日、家督は十月二十四日といずれも前年のことであるが、加番就任願も十一月二十三日、「兼て御頼」の先手頭千村弾正少弼(頼見)を通して月番老中水野忠邦に願ひ出ている。使者は磯部斧太郎で、十一月二十五日、たしかに進達された旨が千村から磯部に伝えられている。同時に「御内々御歎書」も提出されているが、それは加番願については必要な書類であった(岩城「大坂加番願について」『報告書』)。

この「御歎書」は六年正月十八日、再び月番老中に提出されているが、仲介したのは側衆白須甲斐守である。「御歎書」の中味については日記に記載されていないが、それが奏功して二月二日の加番交代の命となった。しかしこの間、もうひとつ忠鄰の爵位叙任があった。『参考御系伝』の忠鄰の項に「十二月十六日從五位下に叙し、肥前守に任じた」とある。三月十三日条には、遠藤般右衛門・磯部斧太郎・岡橋次郎兵衛に「旧臘御叙爵願一件取調骨折」と称美金が下付されている。磯部は加番願に続き、叙爵でも活躍するが、さらに四月五日、類役から帳面を借用したので、謝礼のため金二百疋を下賜されるよう家老に願ひ出ている。帳面とは、叙爵一件帳・日光名代一件帳・御丈夫届一件帳である。「類役」とされているのは柳沢弾正少弼ら四名で、相手が留守居であるので、磯部も山崎藩の留守居であった。

御目見後、家督・叙爵・加番拜命と続くが、二月十九日には口宣の授与、そして三月二十一日には磯部が日光東照宮への代参を命じられた(二十四日出立、四月一日帰着)。その日の日記にはさらに、「早御暇御願被成候含二付、

不遠御仮養子御願被成度」として月番老中松平和泉守公用人に提出した十九日付け文書が添えられている(傍線引用者)。「養父寿斎妾腹之男子鎮三郎当未三歳」は出生後虚弱であったが、この節、丈夫になった。藩主忠鄰(肥前守)が大坂加番の交代を認められたので、その間、仮養子としたいので内慮を伺う、というものである。果せるかな「丈夫届」は二十五日、御先手千村弾正少弼を通じて提出された。

この内慮伺書に「早御暇」とあるが、すでに三月五日条に、「当秋大坂加番被蒙 仰候二付、早御暇御願被成候而御在所江被為入度御含」として、加番交代前の五月初旬に「初国入り」することが表明されている。先代忠敬や先々代忠居の家督襲封後の帰国の暇が六月であることからすれば、明らかに「早御暇」であったが、秋八月の加番交代の前に「初国入り」するには、このタイミングを逃してはならなかったであろう(註6)。

その後、四月三日には、「殿様御家督後未御在所江不被為入候処、当秋大坂御加番被蒙 仰候二付、御在所江御暇被成御願、御在所二御支度被成、御最寄ニも御座候間、御交代之御時節御上坂可被成旨御内含之段 被仰付候付」として「初国入り」、その後の大坂加番という予定が公式に表明された。願ひは通じたので「兼て御頼之御方様并御相番様方」に留守居磯部斧太郎が使者として立つ。すでに二月以降、秋にともに加番を勤める相番大名家との寄合を重ねていたが、その経費として斧太郎に七月まで月に金一兩二歩下賜すると伝えらる。文中に「厳しく省略中」とあり、同藩財政の厳しさが暗示されている。

以上、前年九月一日の御目見後の七ヶ月の間に、新藩主忠鄰の身の上から起きたことを書き連ねたが、藩主交替を迎えた譜代小藩が、次々とハードルを越えていく瞬間を『江戸』によって克明に拾い上げることができる。大坂加

番は、その一コマである。しかも、そのお膳立ても含めすべて、江戸で行われている。当然、「殿中向き」の依頼事を恙なく進める上で伝手がなければならぬが、四月四日の日記には、「殿中向き」をこれまで頼んできた御方二名を「御頼替」したことを記している。「公儀御用」を勤めるにあたって、江戸の諸大名家とのネットワークがいかに重要か示されている^{〔註7〕}。

こうして四月七日条に、五月三日発駕として「道中配賦」、つまり道中の休泊宿予定が作成される。五月三日に江戸を立ち、東海道を經由して、十七日に山崎に至る日程と経路である。果して四月十八日、登城の上、「御暇」が命じられ、京都所司代・大坂定番・大御番頭への使者派遣、在所への通知（六日限便）、京都・大坂役人への吹聴（八日限便）へと続く。十九日には、家老半左衛門に来秋までの詰め越し、遠藤般右衛門への国許供・大坂供と道中御家老代を命じる人事が発表され、出発を控えた二十六日から二十九日には、遠藤ら十一名、徒以下・小頭・足軽・中間・坊主・老女らへ称美金が下賜される。

この間、江戸と国許の間に目立った動きがあった。江戸と国許の間の家老の交代である。御目見・御家督継承に功のあった武間清左衛門が正月四日に江戸を立ち、十九日国許山崎に着く。直後の二十二日、国家老横井半左衛門に新藩主の意向を伝えるとともに、翌月の江戸出府を命じる。あわせて同日、清左衛門は、御殿に家中を招集し、忠鄰自筆の書付二通を読み聞かせる。「事長」と『国許』にあるが、年頭に当たり、新藩主の長文の決意が伝えられている。藩政が、江戸と国許、二本の脚で立っていることを新藩主は十分に理解している。その後半左衛門は二月九日、国許を発ち、二十三日に江戸着くが、それを受けて清左衛門の留守中、家老代遠藤般右衛門が預かっていた金箱が半左衛門に引き継がれる。江戸家老は、江戸屋敷の金箱番でもあった。

国許での日々

五月四日午前四時（七ツ時）、新藩主忠鄰は江戸を立った。主人のいなくなった上屋敷では「御鈴之間御錠口」が家老半左衛門立ち合いの下、封鎖された。出立を告げる六日限便が国許に発信された。人手不足となった江戸に、国許から武間谷蔵はじめ「内代りの面々」と中間が八日、到着した。彼らは四月十三日に国許を出立して江戸到着まで二五日ほど要しているが、道中、川支えが多く、一〇日ほど逗留したと『江戸』にある。

梅雨時の天候不順は、忠鄰一行をも襲っていた。五月十二日、道中「宿々多分御断勝^而差支」^而ているが、なんとか兵庫本陣だけは確保するようにとの報せが「道中配賦」とともに江戸から届く（『国許』）。川支えにより宿舎の取り合いになっていると思われる。すでに国許では新藩主を迎える準備が進められており、十四日には本丸屋敷の居間を清め、御広間番などの配置を決めている。翌十五日、江戸便が「十八日着座」と伝えるが、その夜、水口宿から派遣された中間は、桑名く水口間で二日の遅れが出ていることを告げる。そして十九日加古川で最後の宿をとり、二十日に着座と相成った。慣例では出石の渡場から駕籠で城下に入るが、「改革中」ということで歩行での国入りとなった。江戸・国許、さらに大坂の日記にも、終始一貫「改革中」という言葉が頻出する。

この後、新藩主忠鄰は閏七月二十七日までの二ヶ月の間、国許山崎に滞在する（図2「天保山崎藩之図」）。彼を待っていたのは、①大坂加番の準備、②初国入りにともなう諸行事、そして③新藩主としてみずから宣言した改革の実施である。

五月二十日に到着した忠鄰は、直後に西屋敷の御子様方に対面し、本丸内の稲荷屋敷に参詣するが、翌二十一日、広間番以下、警固の態勢が公示され、

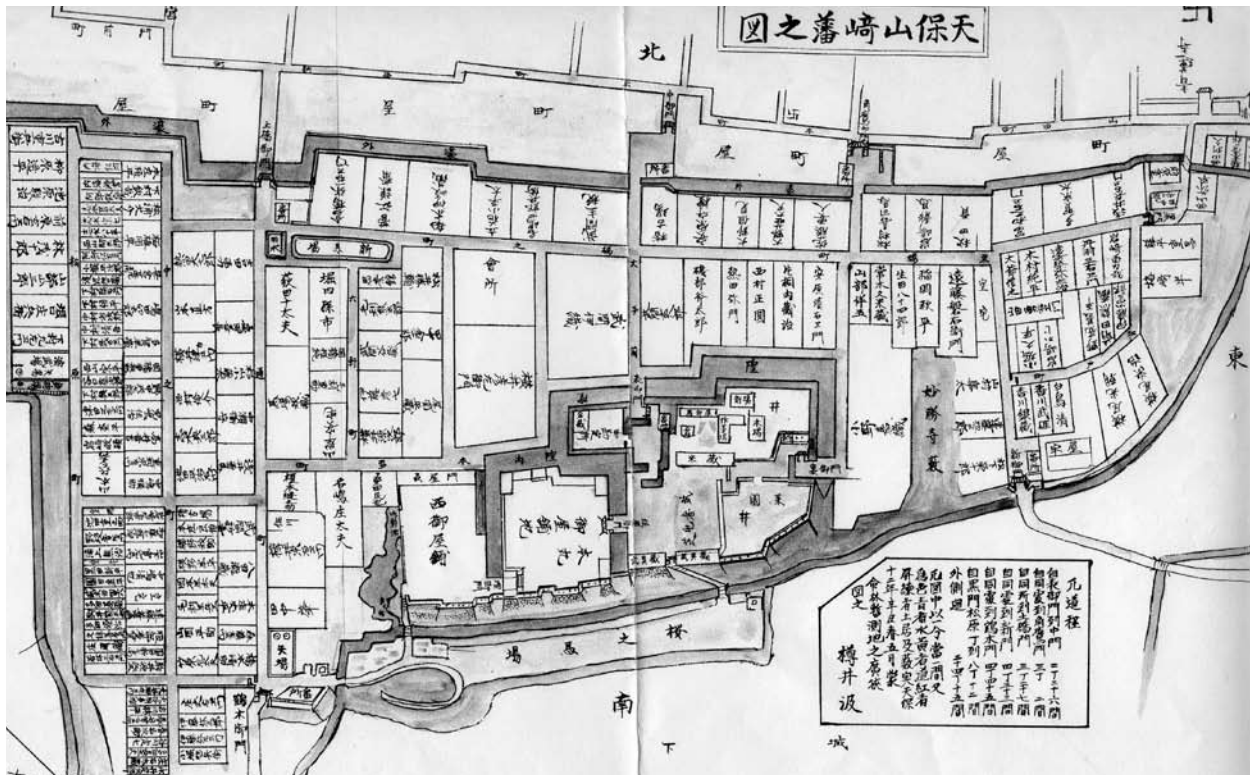


図2 天保山崎藩之図

これまでの藩主不在の仕組みが、この日を境に転換する。さらに二十二日には、①大坂詰人事が発表され、二十五日舟木三左衛門・遠藤般右衛門を筆頭に支度金と役料の支給が通知される。支給は「大坂で」とある。山崎藩の家中は、仲ヶ間以上と徒士以下に大きく二分されていたので、彼ら二六名は仲ヶ間以上の面々。徒士以下には池田平次右衛門以下一九名があり、さらに小頭・足軽・肝煎・仕込・杖突・帳付・中間と続くが、「改革中」につき減額したとの注記が付く。さらに大坂での勤番中の着衣について、「御相番様とハ御高も違候事故」として粗服を着用するように訓示する。

六月に入ると二日、大坂詰が集められ、家老清左衛門から加番勤に当たって条目が読み聞かせられる。「御上御勝手向必至之差支二付、御加番被蒙仰候ハバ御勝手之御差寄せニも可相成哉」と、加番願の本当の狙いを率直に語った上で、「御人少」の供詰なので、城外へ殿様が出られる時はとくに「勤向嵩」むのでよく申し合わせ間に合わせるようにと求めている。この「御人少」「御人支」という言葉は、『大坂』に頻出する。

この後、大坂詰めに関する記事は、夫人や武器持込の人足を雇う閏七月半ばまでほぼ見えない。その間、『国許』には②初入りした新藩主として業務が出る。五月二十二日には国許での講釈と、家臣たちによる弓術・鎗・剣の訓練の視察が予告され、二十七日には師範の取り立て、さらに晦日には視察日が公示される。講釈（論語）は六日（時に詩会は七日）、鎗（大島流）は十三日、剣術（新陰流）は十八日、弓術（太子流）は二十五日、柔術（一伝無双流）は二十六日という密度で、さらに臨時で足軽による中島流砲術の実演（閏七月五日・十四日）があった。文武を貫ぶ本多家の主としての役割が忠鄰にはあったが、彼の下で文武に励む複数の家臣の姿は、『国許』ばかりか『大坂』にも書き留められている。

二十四日、忠鄰は山崎八幡（池田恒元以降、歴代の藩主が「封内守護の社」として門前田畑を寄付している。同時に映世靈神が祀られている）と三カ寺（大雲寺・興国寺・青蓮寺）に参詣する^{註8}。大坂に向かう前、閏七月二十四日にも参詣しているが、山崎本多家の先祖を敬うことは藩主としての基本的な勤めであった。また同月三十日には、韶陽院（第五代忠可）の忌日ということで大雲寺位牌所に代拝させるなど、前藩主らへの代参も欠かさない。これは江戸で行われたいたことでもあるが、江戸と国許には、「先祖の祭祀」という共通の世界があった。

藩主が交替するということは、中世では「代替わり徳政」が流行り、近代では「恩赦」が行われるなど、その主の支配下にある人々にとっては非日常の出来事であった。その目で『国許』を見ると閏七月二四日、町内で盗賊に入って逮捕された金谷村孫右衛門が、「御初入二付格別之 御慈悲」をもって敲きの上、追放の処分で済まされている。この日にはまた、親に孝養を尽くし、家業に精を出した者と「作方出精」の五カ村に褒美が下されているが、それは新藩主が五月三十日に「郷町家業出精孝心もの取調」を命じたことの結果である。

藩主忠鄰が家中と町方を視察するのは六月二十三日のこと。御殿の裏御門から出て郭内の家中屋敷を巡り、土橋御門から町に出て、西新町・門前町・本町・北魚町・富士野町・出水町・山田町などを巡行し、中御門から郭内に入るというコースである。その前日六月二十二日には、三組村々から田植えが済んだとの報告が郡奉行から御用部屋に上げられている。季節は農繁期の真ただ中である。

山崎藩は三九ヶ村を三組に分け、三人の大庄屋に管轄させ、大庄屋の居村をとって高下組・今宿組（岸田組）・段組（川戸組）と呼んでいた（『山崎町史』）。

七月に入ると岸田組から虫送り（イナゴなどの害虫駆除）などの申請があるが、忠鄰の領内廻村は行われていない。代わって伊沢谷（七月九日）、御鯉川（閏七月四日）への巡覧が見られる。伊沢川は揖保川の支流で川獵場として知られ、領民には許可制で年末に運上銀を徴収した（『山崎町史』六六四頁）。『国許』七月二十四日条に、小築を仕掛ければ「御益にもなる」と元々方倉橋弥一右衛門が提言している。御鯉川への巡覧は、鹿狩りならぬ川狩りで、鯉二〇匹、鮎百匹ばかりを得ている。この鮎、川戸には藩公認の築場が設けられているが、当年は落ち鮎が少なく、「御用鮎」に不足するとして家中の侍たちが瀬張持参で捕っている（八月十七日）。鮎と松茸は、中間によって大坂の加番小屋に届けられ（八月二十日）、さらに塩漬けされた鮎とるか、漬蕨・松茸が九月二十二日、「大廻し」（廻船か）で大坂と江戸に送られている。江戸に送られた塩鮎と漬蕨は、幕府への献上品として『大成武鑑』に載せられている。

播磨実粟の村と山と川のもたらす物産は、「富」となって江戸屋敷と大坂加番を支えている^{註9}。なかでも焦点となるのは、米と麦の作柄である。天保七年三月十三日条に麦に虫気が付いたので虫送りをしたいと高下村などから願出しているので、二毛作であったことが分かる。麦の作柄は同年の飢饉による「お救い」の原料として貴重なものだが、稲作の作柄は藩財政に直結した。国許では十一月二日、領内三組三九ヶ村の米・大豆の検見があり、村からの「御救引」をも勘案して当年の損亡高は一四九四石九斗三合余なる、と奉行衆から御用部屋に届けがあった。この数値、江戸へ届けると『国許』にあるが、大坂には十一月十二日、江戸には十一月二十八日に届き、月番老中へ届けられている。同じ書面が『大坂』の十二月十三日に見え、城代・定番へ提出したと記す。損亡の理由は、夏の虫気と大雨・洪水による不作である。

加番日誌には、ルーティン化した業務の性格上、天保の飢饉の最中の勤番であるという切迫した時代背景がほとんど見えないが、この日の記事は、加番勤める新藩主忠鄰と家臣の足元で、何が起きているかを教える。

三 「改革」と大根屋小右衛門

新藩主忠鄰の帰国を前にして国許では五月七日、中御門から表御門に至る大手前に盛砂を用意するが、「御改革中」として五カ所ほどにせよと家老清左衛門が指示をする。その他、「御改革中」という言葉は『江戸』『国許』に頻出するが、この「改革」とは何か。「御用部屋日記」という性格上、その詳細を知るには限界があるが、大名からの加番願が「財政難↓加番就任↓合力米↓財政回復という筋道で認められている」（岩城「大坂加番願について」『報告書』）ことから言えば、山崎藩を襲っている財政難に原因があった^(註10)。『江戸』には、その手がかりを得る箇条は少ないが、『国許』は違う。随所に「改革」の実態が垣間見え、さらに切り札として突如、大根屋石田小右衛門が登場する。

まずその実態であるが、岩城氏も「播磨山崎藩本多家の藩政文書」（『報告書』）に引用する『国許』五月晦日条が詳細に語る。それは、先に倉橋弥一右衛門から出されていた「両御役とも御免願被成御差留」という決定であったが、その中に倉橋が担ってきた業務を通して藩が直面していた課題が語られている^(註10)。複数の藩財政を検討した伊藤昭弘氏によれば藩財政が苦しむとは、「資金繰りが行き詰まる状態」を指すという。したがってその解決とは、青年藩主鍋島直正の指揮した佐賀藩の場合、「およそ三〜五年のスパンで、一年あたりの返済額は利息について再検討するスタイル」の確立にあっ

た（『青年藩主鍋島直正』）。

倉橋は七年前の文政十二（一八一五）年九月、元メ方兼勤（奉行職と兼務）を命じられるが、一人ではということの名島庄太夫と相談して引き受け、翌十三年まで勤める。しかし「下地御高借」、すなわちこれまでの累積赤字に加え、十二年三月の江戸上屋敷類焼にとまなう普請費用など加わり、とても解決は無理として五月、元メ方兼勤の辞任を乞う。しかし「近郷大坂銀主数多御手広」につき、矢島一人では賄えないとして引き留められる。その後も借財が高んだが、元メ方の人数も増やされたこともあり、引き続き勤める。普請も終えた天保二年、相方の矢島が出府する際に、彼が以前、ひとり元メ方を勤めていた文政十一年に始めた「近郷大坂惣借財御仕法御頼御勝手向改革」を、天保三・四の二年度、再度行つてはどうかと二人で相談し、三年には単身、大坂に出向き「改革下調べ追々仕組」でいたところ、四年正月より「必至の差支」となった。

そこでいよいよ「御改革御発シ」の時期と考え、家老中へ矢島・倉橋に浅井兵右衛門の三人でその趣旨を申し上げ、矢島が六月から七月の間、京・大坂に出向き、「御改革之仕組」が出来ていたが、八月、突如、矢島が蟄居を命じられた。本来、相役としてこの時、退役するべきであったが、懇請され続けてきたところ今年三月十八日、もう一人の相方浅井兵右衛門が「退役差扣」となった。については自身の病気のこともあり、「御改革御仕法中取計向甚六ヶ敷不行届勝」なので引退したい、と綴っている。後任には、片桐内蔵次・山岡林平・舟木三左衛門の三名が推薦されている。

同藩の財政難解決に真摯に取り組んできた人物ならではの発言であるが、注目されるのは、解決を担う部署として元メ方が置かれたのは文政十一年で、担当は矢島庄太夫一人であった。翌年、彼に加勢する形で奉行でもあった倉

橋が元メ方を兼務し、二人三脚で難局に当たるといふことである。^(註11) 両者のプランは、「近郷大坂惣借財御仕法御頼御勝手向改革」を進めるといふことで、天保四年正月には、あらたに加わった浅井を含め三名で事に当たったが、京・大坂の銀主との交渉を進めていた矢島が突如、免職され、そればかりか浅井も処分を受けたのである。その意味で、進退窮まった弥一右衛門の窮余の策が、この辞職願であったと思われる。

同僚であった矢島については、二月七日、嫡子丈太郎に対し家財を改め、元メ方へ引き渡すように指示されている。現実には家財は、七年二月十一日、船便で大坂に送られ、『国許』、十五日、石田小右衛門に引き渡されているが、そこには「闕所道具」とある(『大坂』)。なんと矢島庄太夫は、闕所の処分を受けているのである。それに関わるか六年正月八日、元メ方から「名島庄太夫役中之書類見合度」との申請が出され、家老は許可を与えている。不正を疑われての監査であろうか。さらに十一日には、倉橋と浅井隼見(のち兵右衛門)に五年冬より「元メ方勘定」を任せているが多事多忙で進んでいない。だが「兩人とも引退候^而ハ御元メ方取調御用も差支」ので、一人ずつ「引退勘定」するようにとの指示が出る。

解釈が難しいが、当時、彼らは「元メ方勘定」と「御元メ方取調」の二つの業務を担当していたと考える。その後、二十二日には倉橋と浅井のほかに片桐内蔵次の名が見え、「元メ方役三人引受」とあり、名島の跡を片桐が襲っている。その上で、浅井に対し「早見儀ハ大坂表公金名目等出訴口引受」、出坂の上「成丈ケ切抜」けるように督励している。果して浅井は二月十九日出坂するが、三月十八日、突然の元メ方差控となり、その跡を舟木三左衛門が奉行兼帯で勤める。

こうして整理してみると文政十一年、元メ方であった矢島が、「近郷大坂

惣借財御仕法御頼御勝手向改革」を始めたことから「改革」というスローガンが生まれ、その業務が増えることで元メ方は矢島と倉橋、さらに矢島が抜け倉橋と浅井、ついで片桐が増員され三名体制となる。ところが浅井が抜けることで天保六年四月には倉橋・片桐・舟木の体制になったのである。一人が元メ方、いま一人が元メ方添役、そして三人目が奉行との兼務であったと推測されるが、奉行との兼務は領内の課題を背負うことを意味している。その一方、倉橋や片桐が、頻繁に国許と大坂を往来するのは、「近郷大坂惣借財御仕法御頼御勝手向改革」とあるように交渉の相手が大坂にもいたからである。

「近郷大坂惣借財」の相手である銀主の名は、『国許』六月二十一日と二十三日条に藩主の「国入り」を祝う使者の派遣元としてつぎのように見える。

大坂 大庭屋次郎左衛門・難波屋大助・大坂屋吉右衛門・助松屋新次郎

近郷 足立太右衛門・坪坂恵一郎・正木次右衛門・馬場太蔵・福井甚太夫・

浦上新五兵衛・富井平兵衛(龍野)・片岡次兵衛(龍野)・高橋仁右

衛門(飾万津)

京都に上って直接、石田小右衛門との話をまとめてきたのは、片桐内蔵次である。『国許』によれば大坂に出ていた片桐は、二月十五日船で京都に上がり、願寿寺と相談の上、翌日、西本願寺門主に石田小右衛門を頼む使者として参殿、「面会の上、「いつ頃とは言えないが、必ず行く」との約束を取り付ける。その場で門主広如や坊官下間・重役・用人らに献上した金品が『国許』に見える。本多家と小右衛門の間に本願寺が入ったのは、門徒でもある小右衛門(号知白齋、屋号は大根屋)が本願寺の財政再建に成功し、その世評が高かったからである。^(註12)

いつ行くかは分からない、と言っていた小右衛門が山崎に来るといふ報告は、閏七月五日、願寿寺から倉橋の下に届いた。小右衛門は姫路の亀山本徳寺に一泊し、八日、山崎の対岸須賀村の願寿寺に入る。願寿寺の山門前には「本徳寺前住超倫院殿誕生地」の記念碑がある（『角川日本地名大辞典 兵庫県』昭和六三年）ので、小右衛門の招聘には、願寿寺―亀山御坊本徳寺―西本願寺の本末関係が働いていると考えられる。

同日、倉橋らの出迎えを受けた小右衛門は、一旦、片桐宅に落ち着くが、新藩主忠鄰が目通りを許すということで暮合の御目見となった。その場で、本山坊官まで書状を書かれたので許され、この度の派遣となった、との坊官からの返書と門主からの伝言があった。忠鄰みずから、小右衛門の派遣を願っていたのである。その後、九日には元メ会所、十日には御殿で演説に及ぶ。九日の演説は、小右衛門が「国恩之儀」を講じたので家中一統、婦人も聞くようにと案内されている。そして十日の演説に当たっては、忠鄰みずから書院二之間に向き、つぎのように話しかける（原史料を意識）。

皆を呼んだのはほかでもない。我ら勝手不如意に付、この度、石田小右衛門を頼み、改革仕法を立てることにした。旧法はしばらく措き、小右衛門の助言に従い進めるつもりであるので、皆も身分の高下に関わらず、為筋を思い付けば、家老や役筋の頭に遠慮なく申し出るように。

藩主みずから家中に善意の提供を訴えるこの発言に十二日、家老清左衛門が早速応じ、改革中は半知借米のほかに五人扶持ならびに武器と勝手道具以外の諸道具・畳の献上を願う出る。家中による献上願いは、十三日、殿様が今日から寝酒を止めると公言したことで、急速に広がりを見せ、国許の家中をも巻き込んでいく。一九日に清左衛門の父清閑齋が扶持の内二人分、二十日には倉橋が「知行残らず」献上し扶持方八人で暮らすと願出る。家中三〇

名から献上された家財道具は「改革帳」なるものに記載されている（閏七月十七日）

小右衛門の仕法と藩主の「寝酒節制」の話は早速、江戸に伝わり、八月一日、家老横井半左衛門が、来秋まで江戸詰の間、下さる使者銀は、五〇目を限りに残りは献上すると願う出る（『江戸』）など、江戸にも献上の波がおきる。たしかに、贅沢を捨てて「丸はだか」になれば上下相和するという心理作戦は、本願寺改革で小右衛門が導入し、成功した手法であるが、山崎藩でも小右衛門効果は早々に出ている。

これをソフトと言うならばハードがある。十三日に設置された金穀方がそれである。名馬庄大夫の旧宅を会所に充て、頭取は家老清左衛門、その下に金穀方勘定目付・金穀方吟味役・勘定方ら七名が配置された。元メ方であった倉橋と片桐には、金穀方大元締と肩書されているので、元メ方と合体した組織と思われる。

しかし別の状況も「御用部屋日記」は示唆する。藩主が「初国入り」したころは時も時、飢饉が深刻化するなかでの六月端境期。中間・小頭ら下級の家臣からは「兼々貧窮之上、家内多二而扶持方引足申さず（略）最早新穀迄之手当」もない。「当冬切米二而上納」するので借米をしたいの願いが七月にかけて出される（『国許』）。家中は上も下も厳しい状況にあったが、村社会の様相はどうであったか。『山崎町史』に簡単な紹介があるが、個別研究はまだない。

四 大坂在番と国許

さて江戸・国許に続けて、ここから大坂の考察に入るが、「御用部屋日記」

という性格を考慮し、その中から加番関係記事を抜き出して検討するという手法をとらず、藩政の延長として大坂加番を見るという方法をとる。

天保六年六月、国許では大坂詰メンバーの人選も、彼らへの訓示も済み、誓詞も取られている。閏七月末には、藩主とともに大坂詰家臣が大坂の旅宿に移動し、八月二日、一加番山里加番松平乗美（美濃岩村藩三万石）の旅宿に集合した上で「仮御城入り」。そして六日、前夜からの大雨の上があった午前三時頃（丑中刻）北久太郎町の本陣を出発、玉造口まで行列。夜明けとともに開門、先加番稲葉正巳（安房館山一万石）が出るのを受けて「城入り」となった。時期は異なるが、この瞬間を描いた絵巻物が残されている。文政五年八月に、山崎藩と同じ雁木坂加番を勤めた前田利和（上野七日市藩一万石）の「七日市藩主大坂登城行列図」である（『城下町大坂』）。巻首に玉造御門の前に向かう行列が描かれ、続けて行列図となる。藩主から駕籠昇まで数えると約三六〇名となる。役高一万石の軍役量は馬上一〇騎・鉄砲二〇挺・弓一〇張・鎗三〇本・旗二本で、総人数は二三五人と比べるとかなり多いが、田原藩三宅氏の場合も二八〇名と規定よりも多い（松尾「近世末期大坂加番の実態」）。

残念ながら本多家の場合、行列図はないので、その人数を確かめることはできないが、推測はできる。「城入り」後の六日、藩主の周辺警備と御用を受けるべく広間番以下の態勢が張紙として掲示された。広間の秋田佐司馬・安原清右衛門、御次の舟木三左衛門・遠藤半右衛門から寄付・小納戸・坊主らまで合わせて三一名。同年五月に初国入り後の陣屋での態勢が六三名であったことと比べると、じつに半分である。『大坂』に「明日御広間番加番」「御使者番」などの人事記事が、「御人支」「御人少」とともに頻出する原因となっている。緊縮財政下での加番勤務、人手は絶対的に足りない^{（註13）}。

加番勤務のことで言えば、江戸との宿次（城代が江戸の老中らと定期便を交換すること）があれば四加番は揃っては城代の下に集まる。城代からの通達は月加番に届き、そこから各加番に届けられる。月番は、八月の一加番山里を皮切りに順番に進み、雁木坂は十一月。十月晦日に「明朝日より御順之通り、此方様御月番」とある。毎月半ばには、月番の小屋で「四手寄合」がある。

この交代制は、江戸の各大名屋敷との定期便の発信・受信にもあり、雁木坂番所の交代は、青屋口との間で一〇日ごとに行われる。大坂から国許・江戸との間には定期・不定期の便が行き交った。また主要な任務として城内に備えられている武器・武具の補修がある。九月二日には、磨鉄砲三五挺の初渡しがあるが、ほかにも矢根や鎗身の下渡しがあったことを松尾氏が指摘している。下渡しを受けるのは加番大名配下の鉄砲役で「御鉄砲役両名」と『大坂』に出る。彼らが城外の会所に集まり、鉄砲奉行との折衝・堺鉄砲鍛冶との協議・受渡しなどを行うが、その会所保管文書が『大坂城鉄砲方外会所文書』として近年、公表された（大阪城天守閣、二〇一九）。外会所の持ち主であった藁屋忠助宅に常置されていたものと言う。その中には加番鉄砲役が引き継いだ「鉄砲方申送覚」が収められている。加番記録の中の鉄砲方のみ役務記録である。藁屋は、忠助・庄次郎・八兵衛の三藁屋として知られるが、『大坂』には三人とも出る（十二月二十三日ほか）。

先に松尾氏は、加番の公務の一つとして社寺参詣と堺などへの巡見を取り上げているが、『大坂』にも、歴代将軍の忌日ごとに天王寺・専念寺・建国寺東照宮に参詣する新藩主忠鄰の姿が記される。その最初として九月八日、將軍家治の忌日に参詣した天王寺行には「御供書」に都合六三人とある。大坂抱足軽や大和組中間など、正規外の労働力を確保しなければ賄えない数字

である。大坂の都市社会に、請負人を置かなければ成立しないことは明らかであろう。イの一番に確保した旅宿柴田徳翁、米中次市原松之助、藤屋藤右衛門、鉄砲修理や濠の清掃・小屋の修復に関わる三藁屋、用達多田屋篤右衛門、日雇頭丹波屋次右衛門、歳末の餅搗を請負う吹田屋得右衛門、出入りの医師、小屋便所の尿尿を汲み取る「下掃除之者」など、請負・出入り関係なくして加番は存立し得ない。大坂在番と町人社会の関係が、町人側からも考察されるべきであろう^(註4)。

その中でも最重視されるのは、「城入り」前の八月三日、本陣で御目見に及び、扇子箱を献上してきた銀主たちである。指吸宗一・同七左衛門(堺の町人)、平井次郎右衛門・助松屋新次郎・難波屋太助(大坂の町人)の五名は翌七年三月十三日にも見えるが、彼らへの口達書には、つぎのようにある。

是迄従来多分之銀高差出呉候処、勝手向必至差支ニ付而先代中改革相立、無体之仕法共相願、其後不義理之取斗不本意ニ存候、然ルニ此度弥一右衛門・但見出坂、当春より月賄之儀頼入候処、厚勘弁を以承知給趣承之
大慶安心之事二候

文中に「先代中改革相立」とあることから、それは先に見た文政十一年當時元メ方であった矢島庄太夫が企てた「近郷大坂惣借財御仕法御頼御勝手向改革」であると思われる。それが「無体の仕法」だと藩主自身認めているが、背に腹は代えられない上に、天保四年の飢饉で「勝手不如意必至」ということで、天保六年四月に倉橋・片桐・舟木の元メ方体制、石田小右衛門の来崎後に金穀方を設置した。その大元締が倉橋で、大野但見は吟味役である。

このコンビが加番中に、「当春より月賄」の仕法を指吸ら銀主に組ませたのである。直後、倉橋は帰国するが、三月二十七日の『国許』に、三人で不足金四五〇両を月八朱の利息で受けたとの倉橋の説明が載る。

興味深いことに倉橋も大野も大坂詰の家臣ではない。それが『大坂』に出るのは、内容が「加番日誌」に限定されないからである。「御用部屋日記」である以上、加番以外の藩の公務が日記を彩る。果せるかなこの二人、八月十日に「元メ方為御用談」として家老清左衛門の小屋を訪れている。そんなところに西本願寺門主が大坂に滞在中ということで石田小右衛門を派遣してもらった御札に、倉橋が使者に立つ。そればかりか晦日、小右衛門が加番小屋を訪れ、藩主忠鄰との再会となった。

倉橋は十一月九日、大坂を発つ。十一日に国許に帰るが、そこには「大坂表御用向相済」とある。そして翌年正月十二日国許を発ち、十六日大坂に来る。国許と大坂を行き来している。三月十三日の銀主との「月賄」仕法を締結後、帰国するが、これには大野但見も同行している。大野はさらに四月四日国許を発ち、生野代官所を経由して九日に着坂するが、『国許』は「調達方御用」と記す。この大野、五月二日に江戸から伊勢参拝を済ませて大坂にやって来た多賀宗太とともに藩主に御目見する。多賀宗太は『江戸』に用人としてしばしば顔を出す。五日、国許に帰るとその夜、安原清右衛門の四女と婚礼を挙げる。江戸で願い出、認められていた縁女の引取りが四月二十八日であり、五日の婚礼へとなった。さらに七日、片桐内蔵次が御用役に昇進するのにもない、多賀宗太は奉行役・大元締の兼務を拝命する。高齢で、帰国後、息子とともに美作倉敷温泉に「四廻りの湯治」に出かけたいという倉橋に代わる人材が育っている。

こうして「大坂在番日誌」を、江戸や国許との出入りという横断的な視点で読むと興味深い事実が浮かび上がる。国許と大坂を往来する倉橋や片桐・大野らが在坂中、城内の加番小屋に住んだことは、入城に当たって鑑札が請求されていることから分かる。ところが市中に住むとして大坂町奉行

所に届けているケースも見える。十月九日に国許を出た山岡林平が十二日大坂に着くが、彼は従者二人と内平野町亀屋町升屋正助方に止宿する。それが二十三日、大坂町奉行に届けられている。そして十二月二十六日、出発とともに宿を引き払うと、また届ける。これは「帯刀人届」といい、武士が城内でなく市中に止宿した場合の手続きであるが、彼が市中に滞在する理由はなにか。

残念ながら『国許』『大坂』ともにその目的を記さない。翌七年八月四日、加番交代に伴う「仮城入り」の日には、大野但見が島町長浜屋平次郎貸家に上下五人で逗留すると奉行所に届けられている。大坂詰のメンバーが江戸と国許に分かれて大坂を離れる直前であるが、『国許』には「調達方御用」と出る。大野が発った七月十四日の七日後の二十四日には、倉橋が同じ用務で安志に出向いている。国許にも龍野の富井平兵衛・片岡次兵衛、飾万津の高島仁右衛門・角屋七郎七など銀主がいたので、「近郷大坂惣借財御仕法御頼御勝手向改革」は、国許と大坂で同時に進められなければならないかった。

近郷の銀主のうち日銅村堀善右衛門との間では、訴訟が起きていたようである。用達多田屋の手代が山崎を訪ねている（七年六月二十七日）。また前年六月晦日、倉橋が辞任願を出した日には、「大坂表二も公金名目金諸口々六ヶ敷、別而境（堺）・信楽・増上寺・御奉行所分借口此節甚六ヶ敷、其上来月二日助松屋忠兵衛^江 公儀より御預銀之内分借之口出訴」とあり、大坂に詰める必要があると訴えている。倉橋の下で元々方を勤める片桐内蔵次が上申する文書の一節だが、山崎藩では地元と大坂・堺の銀主に借銀をする一方、それがうまく運ばなければ、幕府が徴収した御用金を運用する公金貸付や寺社名目金に手を出した。その抵当には、領内の百姓の田畑が充てられたので、一気に地元を直撃する。「御用部屋日記」ではその核心に迫り得ないが、「改革」

の後ろには、銀主からの訴訟があった。

またこの頃、安志藩領村々との間では三谷山争論があり、生野代官所の山方役人杉尾仁助・小針忠太夫の仲裁によって内済に落ち着こうとしているが、この山論、六年十一月二日条に「江戸表八判之取調も相済、山論之儀も対談粗訳付」（『大坂』）として出る。四月十七日条には、一・二カ村惣代段村庄屋らが「大坂奉行所に出頭するよう大坂の片桐から連絡が来ている（『国許』）。国許と大坂を彼らが往復する理由は、「改革」に止まらない。

こうした大坂町奉行所管轄の訴訟を見ると七月二日、大坂館入与力と町奉行公用人に「例盆之通中元」が下賜されているのも頷ける。東の荻野勘左衛門、西の内山彦次郎ら五名である（『大坂』）。先の「帯刀人届」にしろ、「館入与力」にしろ、近年発見され、大坂町奉行所と藩社会との接点としての注目すべき存在であるが、山崎藩も同様であった^{（註15）}。

一方、内容は不明だが、江戸では「八判出入」が進行していた。八判出入とは評定所に掛かっている公事をいうが、十一月十四日、惣代三名が足輕に引率され馬喰町公事宿に投宿している。十八日には調達口出入りのために北町奉行所与力に目録金三百疋を出すように大納戸に通知している（『江戸』）藩主が大坂加番を勤めている間も藩社会は、江戸・大坂・国許と連続していたのである。

五 「生と死」から見る藩社会

最後に、同時期の三ヶ所の日記を横断して藩社会を「生と死」という観点から考察しておきたい。

『江戸』『国許』には正月二日「雲光院燈明寺物 御霊前^江年始 御代拝清

忌日	被祭祀者	俗名	江戸	場所	国許	場所	祥月命日
正月2日	惣御霊前		○	雲光院・燈明寺			
	光受院		○	浅草・明順寺			
	巖生院	2代忠方室	○	上野・勸学院			寛延3.9.6
7日	三光院	本多忠朝			○	本丸御殿	元和元.5.7
8日	蘭光院	6代忠居室	○	燈明寺			文化9.9.8
12日	清鏡院	5代忠可室	○	雲光院			寛政12.12.12
12日	才勝院	7代忠敬子	○	雲光院/13回忌			文政6.3.18、3歳
13日	浄心院	忠鄰妹・木下泰助室	○	芝・金地院			文政13.6.13
14日	憲隆院	6代忠居	○	雲光院	○	大雲寺	文政2.2.14
16日	深高院	2代忠方	○	雲光院	○	大雲寺	享保16.5.16
18日	映世大明神	本多忠勝	○	上屋敷1月・10月	○	本丸御殿	慶長15.10.18
20日	廣善院	4代忠堯	○	雲光院	○	大雲寺	宝暦11.2.25
20日	覚了院	本多政信			○	大雲寺	寛文2.4.20
21日	幻真院	7代忠鄰長男	○	雲光院			文政13.6.21、1歳
22日	雲光院		○	雲光寺			7年1月22日200回忌
24日	諦原院	3代忠辰	○	雲光寺			寛延3.12.24
24日	靈雲院	初代忠英	○	燈明寺	○		享保3.6.24
28日	栄寿院	4代忠堯室	○	雲光院・燈明寺			文化10.2.29
晦日	韶陽院	5代忠可	○	雲光院	○	大雲寺	寛政6.閏11.晦日
晦日	長徳院	本多政勝			○	大雲寺	寛文11.11.晦日

表3 山崎藩本多家関係者忌日一覧（天保6年～7年）



大雲寺の本多家墓所からの眺め

追悼の場が雲光院と燈明寺の二カ寺ある。「大成武鑑」は、深川龍徳山雲光院（浄土宗）を「宗旨」、浅草赤城山燈明寺を「禱願所」と区別している。菩提所と祈願所の分類と思われるが、初代忠英が埋葬されたのが燈明寺で、他はすべて雲光院である。歴代の位牌所は雲光院にあったと思われる。雲光院は、雲光院殿の法号をもつ忠朝が開基した寺院で、天保七年（一八三六）正月二十二日が二百回忌で

左衛門相勤」（『江戸』）、大雲寺 深高院様 御霊前江 殿様御叙爵被蒙 仰、御名も肥前守と御改被遊候御吹聴之御代拝相勤」（『国許』）のごとく、本多家の先祖や物語者に対する参拝が定期的に記載され、年中行事の様相を呈する。「御用部屋日記」は、主人である藩主の動静を中心に据えたものであるが、藩主の在・不在に関係なく、忌日参拝・法要などの記事が慣例として記されている。それは表3「山崎藩本多家関係者忌日一覧」に見る通りである。江戸と比べると、国許との温度差が大きい。隔年で藩主が住まいを代えることから言えば、生も死も同じ密度で生じるはずだが、江戸の濃密さは隠せない。とくに当主忠鄰にとって本流というべき初代忠英以下の藩主とその正室への追悼の念が表わされている（太字の人物の忌日が充実している）が、

あった（『江戸』）。

初代忠英の実父政勝（長徳院）と養父政信（覚了院）の忌日とともに、本多一族の祖本多正勝、映世明神の祭礼が正月と十月の十八日に執行され、年中行事のハイライトとなっている^{（註16）}。家臣樽井守城が作成した『御参考系伝』によれば、映世霊神は享保十年（一七二五）に神格化されたところだが、本家岡崎で四代忠良以降に祭祀している映世明神を、国許山崎に社を造営し、忠勝所用の具足・下着・帷子を納めて執行したのは天明三年（一七八三）十月十八日、五代忠可が大坂加番を勤めている時という。祭祀とともに、神霊を慰めるために足軽たちによる武術訓練を奉納した。さらに忠可は寛政四年（一七九二）九月、家蔵の忠勝像―忠朝像とも言われてきた―を本家のそれと比較し、間違いない尊像と確認した上で十月、江戸屋敷の小書院の床に尊像を架け、燈明寺から法師を招き、修法を執行させたという^{（註17）}。その後、正月・五月・九月・十月に祭式を執行し、十月には武術を奉納させることとしたのであるから、まさに「死者が生者を動かす時代」（深谷克己）『使者のはたらきと江戸時代』吉川弘文館、二〇一四）にふさわしい。

江戸で確認された忠勝像の複製が作られ、山崎八幡の社内に置かれたのは寛政七年、六代忠居が「初国入り」した時である。この時以降、映世明神の祭礼は、江戸と国許で同時に行われるようになったと思われる。

注意すべきことに忠鄰在番中の大坂では、映世明神の祭礼は営まれていない。歴代將軍の忌日に天王寺らに参詣することはあっても、本多一族への祭祀は行われていない。江戸・国許と大きく異なる点である。しかしながら大坂夏の陣で忠勝の子忠朝が戦死し、一心寺に埋葬された経緯から、大坂に祈願所ができた。『御参考系伝』は、初代忠英が正徳四年（一七一四）五月七日、忠朝百回忌の回向を頼み、三光院の碑前に白銀五〇両を備えたという。

一五〇回忌には五代忠可が、そして二百回忌には七代忠敬がそれぞれ一心寺に白銀を備え、江戸の雲光院で法会を挙げた。こうして本多一族の元祖とも言うべき忠勝・忠朝父子への祭祀慣行は、忠鄰が藩主になる前に出来上がった。忠鄰は、「仮城入り」の済んだ八月三日に使者を送って代拝、翌年六月二十六日には大番頭横田とともに参拝する。もはや忠朝三光院は本多一族の祭祀対象を超え、「大坂夏の陣」の戦時の記憶を語る遺跡として大坂在番の武將に共有されていたと言えるであろう（『武士の町大坂』参照）。

死があれば、生もある。忠鄰の「初国入り」と加番が認められてすぐ、丈夫届と仮養子願が出されているが、期待の主は鎮三郎三歳。『参考御系伝』によると、大殿忠敬の末子忠愛の幼名である。長子に才之助がいたが夭逝し、「表」に才勝院として載る。『江戸』の三月二十一日には、「御姫様方御供揃二而雑司ヶ谷辺江 鑑三郎様御同道二而被成御出」とあるので、男子は鎮三郎・鑑三郎の二人。姫様は複数いたようである。七月十日、お琴・筆学・歌学の師匠に中元の謝儀が与えられている。琴雲井の調子を許されたお幾久はその一人で、忠敬の二女。長女万寿とともに成人し、のちに他家に嫁いでいる。いずれも大殿の子どもたちで、江戸屋敷の「奥」が垣間見れるが、奥女中の氏名も『江戸』には出る（六年七月十二日）。忠鄰にも男子寅次郎がいたが、一歳で夭逝し、「表」に幻真院と見える。

一方、国許にも子供はいた。五月二十日、初めて国許に着いた忠鄰は、すぐに西屋敷に出向き、男子三人とは東の居間、女子とは休息所で会っている。男子の名は、幸次郎・時次郎・朝次郎、女子はお元・お孝・おかね（鋼）と『国許』に見える。幸次郎らは川狩や猪狩の見物に行く記事があるので、江戸の鎮三郎・鑑三郎よりは年長。男子は、髪置・袴着・袖留・櫛上げなどの生育儀礼を迎えるから「御用部屋日記」に出るが、女子は病気の時に顔を出す。

お元は奥女中とともに姫路に受診（灸点）に行き（七年四月一五日）、お孝・お綱は天保七年五月から順番に「流行之御瘡」に罹る。江戸でも三月、鎮三郎・鑑三郎の兄弟が罹っている。幸い「軽痘」で、六月二十七日には治癒したとして医師とともに老女・御次・御末・御錠口の奥女中が称美を受けている。国許にも「奥」はあった。

『御参考系伝』には忠敬の子ども（生存者）として、女子万寿・女子幾久・高聴（幸次郎）・恒久（時次郎）・女子元・忠恕（朝次郎）・女子孝・忠愛（鎮三郎）・女子鋭が載る。男女合わせて一〇名だが、うち七名が国許生まれである。江戸よりも国許で生まれる方が、子どもにとっては健全であった。

こうした子どもたちの教育に、忠鄰は関心が高かった。着いた翌月の六月二日から毎朝、幸次郎らに素読・手習の世話をする。また六日、家中の子どもらが山へ柴狩に行くのを聞き、借米も長引き無理もないが、心得違いをしては成長のためにもよくないので、「成丈ケ手習学問等」を心掛けさるるよう親から申付けよう指示する。訓示だけでなく、みずから家中の子どもの清書を見ている（六年六月二十二日）ので教育熱心は本物である。手習い所や藩校設立の気運がこの藩で、その後、生じたかどうか気になる。

文武に勤しもうとする姿勢は、初入りした国許で五月二十二日、論語講釈の受講とやらで家臣たちによる武芸の視察を予定として掲げたこと、大坂でも九月九日、弓術は一と六、馬術は二と七、鎗は三と八、剣術は四と九、詩会は五と十の稽古日を公布するなど、一貫している。その効果ははっきり『国許』『大坂』『江戸』に現れている。樽井宗右衛門が兵学稽古のため姫路家中の井上理左衛門方へ（六年六月十七日）、桑田宗沢が大坂上町山添蔵太方に医学修行に（〇月〇日）、榎元縫之助が弓術稽古のために姫路家中坪内寸二郎方に行く（七年正月十七日）などの遊学願が出されている（『国』）。

人事記録としての「御用部屋日記」の面目躍如たるところである。

この遊学熱は、大坂在番中にヒートアップする。なぜなら、城のすぐ目の前に憧れの学者・文化人が多数、いるからである。私見では、「武士の町」大坂を考える上での重要な論点であるが、『大坂』に見える事例は翻刻した積文に譲る。なかでも医学修行と砲術修行には注目される。医学の場合、国許と比べ京・大坂では水準が違うのがその理由であろうが、砲術修行には、山崎藩特有の事情、映生大明神祭に設定された武芸の披露という特別な背景があった（加番小屋内にも砲術の稽古場があった）。国入り後の七月五日には足軽の砲術稽古を視察、閏七月十四日には「大筒打前」を見分し、百目筒台の修復を大坂できるように命じている（この後、安政三年四月には幕府の海防指令に込め大砲三門を鑄造し、六月比地河原で試射している『山崎町史』八〇四頁）。『大坂』には、家老代舟木三左衛門と嫡男克馬・伊藤治三郎の三名が、大坂京橋口定番与力浅羽三太郎と同心藤重槌太郎に出入りする記事が出る（十月二十三日・七年正月十四日・七月十六日）。

舟木は中島流の砲術家で、矢島庄太夫の弟子であった可能性がある。矢島闕所後の六月十二日、舟木は矢島宅にあった焰硝製法道具の拝借願を出しているからである。そんな舟木と藤重の交流が、「御用部屋日記」に見える。師匠である浅羽・藤重は、中島流砲術家として知られていたが、それは天保八年の「大塩の乱」と交差する事実でもあった（藪田「堺鉄砲鍛冶と大塩事件」大塩事件研究会『大塩研究』八三、二〇二〇）

舟木が城外に出るとき『大坂』には、「三左衛門、今日、御城外江之御暇」と出る。加番として在城しているから、城外への外出は制限が強い。在番もあと一カ月余という天保七年七夕の日、これまで仲ケ間以上二人、徒士以下二名、月に二度と制限が掛っていた外出規制を、人は一人、回数は三度にふ

やしてもいい、との許可が出ている。家中の外出熱は、相当なものであったと推測される。

その場合、日帰りを含め、目的と日数を書く決まりであったことから、城詰の人々の個人的な事情が浮かぶ。在所の父が大病なので「出入十日之暇」には、老父を残して在番している息子の身上が見えるが、その例は多い。一般に「看病断」と呼ばれている^(註18)。足軽・中間・夫人らは帰国する際に、「三十日之洗濯休」という申請をするが、国許と大坂を往来する者の特別休暇であろう。能勢明神や広田明神へ「心願あり」として願うこともあれば、「当所塩町江入湯」「都合一廻り之御暇」のごとく疾病による湯治の出願もある。国許では倉橋弥一右衛門や浅井兵右衛門、そう「改革」の先頭に立っている幹部クラスが、但馬は城崎や岩井、美作倉敷の湯治場に出かけている。

そういえば大坂詰一行、遠藤般右衛門をはじめ持病持ちが少なくない。七年三月二十九日の夏足袋願(夏季中も足袋を履く)ことを特別に許されること)には、二六名が名を載せ、理由は痰飲・疝積・腰痛・痔疾・頭痛・足痛などなど。この「出入何日之御暇」は、『江戸』『国許』でも見られるので、それが大坂に持ち込まれたのであろうが、まさに藩社会は連続している。

おわりに

本誌『塵界』に翻刻・連載した「宍粟山崎藩天保六年大坂在番日誌」(天保六年閏七月～翌七年八月)の解題のつもりで書き始めた小稿であるが、同年の江戸・国許の日記を左右に置き、時間的には江戸↓国許↓大坂↓江戸という流れを追い、空間的には江戸・国許・大坂を横断する形で考察を加えることとなった。「御用部屋日記」のみに依拠したので事実の掘り起こしはで

きているが、深掘りはできていない。関連史料との付き合わせが不可欠で、とくに藩上げての「改革」についてはほとんど分かっていない。大きな課題である。

大坂加番それ自体の資料の発掘と考察の重要性は、いささかも減じていないが、三つの拠点の同種の史料が残っているなら、そこから何を論じるべきかを考えたことから本論のような構成になったが、個人的には、「どこかの藩について調べてみたい」という念願が叶うこととなった。大名領国でない「非領国」から研究を始め、非というネガティブな発想を変えたくて、「支配国」、さらにその中心の大坂町奉行を通じて「武士の町大坂」へと研究遍歴を続けたが、「徳川時代大坂城関係史料集」と出会うことで、大坂在番から「藩」への関心が芽生えた。熊本藩や尾張藩・岡山藩などに関する意欲的な研究成果に刺激を受けたのはいうまでもない。そこから「どこかの藩」への関心が募ったが、本多記念館所蔵史料に出会うことで、宍粟山崎藩本多氏について「書いてみたい」、「書けそうだ」との淡い気持ちが生まれたようである。加番日誌の解題が、連載に一年遅れて小論「大坂加番と藩政」に落ち着くことになったのは、こうした個人的な理由による。藩政研究としてはまことに未熟なものであるが、読者諸賢には、ご批判・ご叱正を賜われれば幸いである。

【註】

(1) 山崎藩本多家の在番史料は、兵庫県宍粟市公益財団法人山崎本多記念館の所蔵である。

財団は、旧藩主本多家からの資料の寄贈を受け昭和五三年(一九七八)四月に設立され、平成二四年(二〇一二)に公益財団となった。所蔵の藩政文

書については、昭和五二年刊行の『山崎町史』（兵庫県山崎町編集、委員長宇野正磯）で利用されたほか、会員有志による古文書学習会のテキストとして使われ、整理と会読が進められた。その成果は、私家版『本多藩時代の山崎』として不定期に発表されるほか、武具・書軸・古文書の展示会などが開催されてきた。

一方、学術的には菅良樹氏が先鞭をつけ、「慶応期の大坂定番について」（『地方史研究』五五―一、二〇〇五）などの論考を相次いで発表し、その成果を集成して二〇一〇年、兵庫教育大学に博士學位請求論文として提出した。同論文は二〇一四年、『近世京都・大坂の幕府支配機構』として公刊されたが、万延元年正月―文久二年十二月の京橋定番、慶応二年の青屋口加番と京橋定番時の記録が使われている。博士論文作成過程で、筆者らが主宰する「大坂諸藩研究会」で交流する機会があったことが、筆者の同史料への開眼である。また別に、「徳川時代大坂城関係史料集」には、弘化二年八月―三年七月の西大番頭、万延元年正月―文久二年十二月の京橋定番を山崎藩主本多忠鄰が勤めた折の記録が収められている（第三号―五号、七号、二〇〇〇―二〇〇四）。

所蔵資料の概要はかつて『東京大学史料編纂所報』四八（二〇一二年）年に紹介されていたが、近年、岩城卓二氏が「播磨山崎藩本多家の藩政文書」として全貌を紹介し、その目録が関連論考とともに、同氏研究代表の科学研究費補助金・基盤研究B「幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国」（二〇一四―一八年度）の研究成果報告書（以下『報告書』）に収められている。小論は、その研究グループの一員としての成果である。

(2) 松尾氏によって紹介された田原藩三宅家の大坂勤番関係史料であるが、何よりも同藩には寛文年間が始まる「萬覚帳」をはじめとする多様な「藩日記」

（この名称は博物館による）が存在する。三宅家は康勝が寛文七に大坂勤番を勤めるが、この頃の勤番記録は存在しない。もっとも早い記録は享和三年の「大坂勤番手控」であるが、その後「在府中勤書手控」があるので、江戸在府を基準に「大坂勤番手控」が生まれたと思われる。文化五年には「大坂加番手控」、文政八年には「大坂在番中手控」と一部名称が変わるが、書類の性格は変わらない。

ところが嘉永六―七年には関係書類が一挙に増え、「大坂加番中諸事留」「大坂加番中日記」「大坂旅中日記」「大坂御加番御側日記」「御玄関置帳」「大坂加番婦在府中諸事留」などが残されている。令和二年九月、田原市博物館での調査で明らかとなったことだが、それを紹介する余裕はない。今後の課題としたい。調査にあたっては、学芸員木村洋介氏にお世話になった。

(3) 山崎藩本多家の歴代当主については『山崎町史』（兵庫県山崎町、一九七七）に詳しい。また菅良樹「山崎藩本多家の幕政における政治的・軍事的役割」にも紹介がある（『報告書』）。いずれも典拠となるのは幕末に家臣樽井宗右衛門（名は汲、号守城）が作成した『御参考系伝』五冊である。守城は軍学者・能筆家として知られ、「天保山崎藩之図」（天保十二年）を描くほか、「播磨国風土記」の写本づくりにも参画している。垣内章「近世末期における『播磨国風土記』の書写・伝播過程について」（『播磨学紀要』一九、播磨学研究所、二〇一六）参照。

(4) ただし現存するのは、国許分が享和四年以降の三〇冊、江戸分が天明元年以降の四二冊である（『報告書』）。本来、別々の場で作成された同種の日誌が、本多記念館という一カ所に集められた経緯を承知しているわけではないが、同時に閲覧できるのは研究者冥利に尽きる。

(5) 藩主になった時の忠鄰の年齢であるが、『大坂大番記録』は「江戸幕臣人名

事典」四によって文化八年（一八一）と推定している。『御参考系伝』によれば、彼に前後して女子二名が書かれており、姉は文化八年に二歳で夭逝、妹は文政十三年に十八歳で亡くなっている。それぞれ文化七年と文化十年の生まれ。とすると忠鄰の生年は、文化八年か九年となる。文化八年なら天保六年（一八三五）は二五歳、同九年なら二四歳である。いずれにしても青年藩主である。

年齢にこだわったのは、天保期の少・青年藩主に着目した研究として佐藤大介『少年藩主と天保の危機』（大崎八幡宮、二〇一七）ならびに伊藤昭弘『青年藩主鍋島直正』（佐賀大学地域学歴史文化研究センター、二〇二〇）があるからである。忠鄰も、こうした研究の主人公として取り上げられるにふさわしい人物と判断する。

(6) 加番願や仮養子願、早暇願など幕府老中への申請は、幕府側にも大名側にも記録を残すこととなった。前者で言えば、老中御用部屋で記録された『諸用留』には加番願二四藩二七件が収められており、岩城氏によって紹介されている（『報告書』）。後者で言えば、松代藩真田氏の参勤交代に関する願書と仮養子願書が『大名の旅 松代藩の参勤交代』（真田宝物館、平成二三年）に写真版として掲載されている。山崎藩本多家にもあったと思われるが、記念館には継承されていない。なお山崎藩は、六月に参勤交代する譜代大名四七家に属し、子・寅・辰・午・申・戌の年に参府、翌年に御暇することが慣例であった。

(7) 大名家の「御縁家」「御両敬」「御出入」「御通路」「御用頼」については、岩淵令治『江戸武家地の研究』（塙書房、二〇〇四）のほか、松方冬子「両敬の研究」（『論集きんせい』一五、一九九三）、白根孝胤「尾張家における「御出入衆」と江戸屋敷」（『尾張藩社会の総合研究』三、清文堂出版、二〇〇七）

などの研究があるが、大名研究の基本問題の一つであろう。

(8) 青蓮寺は、初代山崎藩主である池田輝澄が、祖母蓮葉院（徳川家康の側室西郡の局）の菩提寺であった姫路野里の青蓮寺日蓮宗を山崎に移して、祖母と母の菩提を弔ったことに始まる。興国寺は慶安二年、池田光政の弟恒元が山崎に入って以降、開かれた寺院で、恒元一族の藩主の墓所となっている。ただし恒元は和意谷墓所（備前市）に儒葬で祀られている。大雲寺は本多政信から忠英に引き継がれた家臣の合力米衆として成就院・雲光院とともに出るように、本多氏の山崎入封とともに菩提寺となった（『町史』）。

(9) 銀納として目立つものとして築場で採れた鮎と鰯の益銀と出石問屋による船運上がある。『山崎町史』によると、弘化二年の築場の益銀は一貫六三四匁。それに対し、未（天保六年）春分として上納された船運上は銀にして二貫一六〇目、金三〇両。船数は実に二一六〇艘である（『国許』六月二十二日条）。翌七年六月にも三十二両余が上納されている。出石から龍野を経て網干まで揖保川には水運が展開していたが、その一年分の恩恵である。『町史』七三二頁にも「高瀬舟運上銀」が載る。なお積まれた物資としては米と炭、たたら吹きで生産された宍粟鉄などがあると『山崎町史』にあるが、その数量的な把握は今後の課題である。

(10) 『山崎町史』は、「藩支出の削減」として文政十一年三月の藩士の半知借米、つまり知行・扶持の三〇％から五〇％支給以降、天保二年の三ヶ年延期、同五年三月の「財政改革五カ年計画」の交付と半知の五ヶ年延期など文久元年にかけての施策を、各年「覚帳」から拾い出している。

(11) 『山崎町史』に七年（文政十一年）の藩重役表が載せられている。家老は馬場勘左衛門・横井彦左衛門・武間伊織、年寄は萩田十太夫、奉行は名島庄太夫・用人格、中瀬静右衛門、八田登、倉橋弥一右衛門。その後、天保期には家老

四人、用人四人の職制に変わるが、注目されることに、「片桐内蔵治とその死」
「名島庄太夫の奔走」の一節がある。前者は片桐が天保十五年、江戸屋敷で藩
主忠鄰に諫言ののち辞職し、自害したこと、後者は矢島が同年以降、用人・
奉行として活躍したことを記している。いずれも本稿で扱う時期の後のこと
であるが興味深い。なお後者の矢島は、本稿の庄太夫と代替わりしている
と思われる。

- (12) 小右衛門については、菅宗次『京大坂の文人―幕末・明治』（和泉書院、
一九九一）のほか、財政改革についての諸研究は、中川すがね「大根屋改革
について」（『ヒストリア』一三三、に詳しい。同論文の改革一覧表には西本
願寺のほか、尼崎藩・岸和田藩などの大名家と旗本の改革が取り上げられて
いるが、山崎藩本多家は見えない。

- (13) 『大坂』には広間番以下の番方の態勢は張紙として公布されたことを記すが、
「三役之面々、向加番の類役江面会相済」（八月二日条）とある三役、鉄砲役・
破損役・米役などの役方については記録がない。他藩の例では、「於大坂 御
城内御役付」という形で、磨鉄砲役・破損役・米役・金方取計・目付加役・
青屋口勤番・町廻り役・出入札作配・札場・徒目付などの役付が作成されて
いる（『新修大阪市史料編』第六卷、一八九〇頁）ので、山崎藩でも
当然あったことと思われる。「御用部屋日記」という性格上、記録がないと判
断される。

- (14) 『新修大阪市史料編』第六卷近世Ⅰ政治Ⅰ（大阪市史編纂所、二〇〇七）
には、第五章「在坂役人を支える人々」と題して三節にわたって史料が収め
られている。大名家だけでなく三町人・三藁屋をはじめとする地元大坂とそ
の周辺の史料が掲載されており、研究の一つの方向性を示している。

- (15) 帯刀人と帯刀届については熊谷光子『畿内・近国の旗本知行と在地代官』（清

文堂出版、二〇一三）。「館入与力」については藪田『近世大坂地域の史的研究所』
（清文堂出版、二〇〇五）。どちらも河内の旗本知行地において見いだされた
ものであるが、ひろく藩社会に共通する存在であることが大坂蔵屋敷の研究
によっても明らかである（泉正人「藩世界と大坂」岡山藩研究会『藩世界と
近世社会』岩田書院、二〇一〇）。

- (16) 初代忠英は、政朝―政信と繋がる養父から配属された家臣と、実父政勝か
ら配属された二系統の家臣団がいた（『山崎町史』）ことから、政信と政勝の
忌日が国許で執行されたものと考えられる。

- (17) 黒糸威胴丸具足を着用し、鹿角飾りの兜をかぶり、床几に掛けた姿の忠勝
像や『御参考系伝』、山崎城下之図、忠鄰の口宣案などの本多記念館蔵資料は、
二〇一七年秋に、たつの市立龍野歴史文化資料館で開催された『揖保川流域
のサムライ』展で紹介された。山崎藩を単体でなく、揖保川流域という広域
的な世界に位置づける興味ある展示であった。

- (18) 「看病断」という武家社会の介護システムの存在は、柳谷慶子「武家社会の
「看病断」について」（『近世女性相続と介護』吉川弘文館、二〇〇七）によっ
てはじめて知った。盛岡藩などの実例が分析されているが、幕府において制
度的な確定をみたのは寛保二年（一七四二）七月の規定だとある。盛岡藩の
場合は『御当家重宝記』という史料にそれが確認できるということであるが、
山崎藩の場合、江戸と国許の「御用部屋日記」によってそれを拾い上げるこ
とができる。

【追記】

本論執筆の元となる史料調査の機会を与えていただいた岩城卓二氏を代表
とする科学研究費のメンバー、本多記念館への調査の足掛かりを作っていた
だいた菅良樹氏、『御参考系伝』の借用をはじめ資料の便宜を計っていただ

た三木善文氏、ならびに本多記念館の前理事横井時成氏、事務局小林日出男氏に対し、深甚なる謝意を表します。

執筆者紹介（掲載順）

藪田 貫（当館館長）

前田 徹（当館学芸員・主査）

藁科 宥美（当館学芸員・技術職員）

編集後記

兵庫県立歴史博物館紀要『塵界』第三二号をお届けします。本号には、巻頭に藪田館長の論考、次に前田主査学芸員による資料紹介、末尾には令和元年夏に当館で行われた特別企画展「へんがおの世界」を担当の藁科学芸員による展示批評、の計三本を掲載しています。いずれも興味深い内容となっております。是非ご味読ください。

なお、本号より紀要のデザインを若干変更しています。おもな変更点として、①表紙・目次位置の変更、②用紙の変更、③一部カラー紙面の導入、④【資料紹介】、【展覧会記録】といった分類の多様化、⑤HP上での電子公開、の五点が挙げられます。掲載内容と併せてご覧いただけますと幸いです。

（編集担当 竹内信・大黒恵理）

兵庫県立歴史博物館紀要

塵界 第三二号

編集 兵庫県立歴史博物館
印刷 ウニスガ印刷株式会社
発行 令和三年三月二十三日

Printed in Japan©2021